



聖公会  
ローマ・カトリック教会  
国際委員会

權威という賜物

聖公会 - ローマ・カトリック教会日本委員会訳

# 権威という賜物

## 教会における権威 III

### 合意声明

聖公会－ローマ・カトリック教会 国際委員会  
A R C I C

全聖公会中央協議会  
教皇庁キリスト教一致推進評議会

聖公会－ローマ・カトリック教会 日本委員会 訳

## 目 次

共同委員長序文	1
この文書の性格	3
I. 序 論	4
II. 教会における権威	7
イエス・キリスト：神の我々への「然り」と 我々の神への「アーメン」	7
地方教会の「アーメン」のなかの信者の「アーメン」	9
伝統と使徒性：諸教会の交わりの中の地方教会の 「アーメン」	11
聖書：神の「然り」と神の民の「アーメン」	13
伝統の受領と伝統の再受領：神のみことばへの教会の 「アーメン」	16
公同性・カトリック性：全教会の「アーメン」	17
III. 教会における権威の行使	20
福音を告知すること：宣教と一致のための権威の行使	20
共歩性（synodality）：交わりにおける権威の行使	21
真理の中に立ち続けること：教えるときの権威の行使	25
首位権：団体性と会議性（conciliarity）のなかでの 権威の行使	28
規律：権威の行使と良心の自由	31
福音のなかでの神の「然り」への教会の「アーメン」	32



## 共同委員長序文

聖公会とローマ・カトリック教会が、目に見える(visible)十全な一致のためにどうすれば良いか、熱心な探究が始まったのは三十年あまり前、あのマイケル・ラムゼイ大主教と教皇パウロ六世の歴史的なローマ会見が行われたときであった。対話を準備するために委員会が設置され、その1968年の『マルタ・レポート』は、「差し迫った重要な課題」の一つが、権威の問題を検討することであることを確認した。ある意味では、我々の悲しむべき分裂の核心に、この問題がある。

1981年、ARCIC（聖公会—ローマ・カトリック 国際委員会）の『最終報告』が発表されたとき、教会における権威についての対話が半ばを占めていた。これについて二つの合意声明と一つの解明が出ている。これは重要な基礎作業であり、更に収斂する道を開くものであった。公式回答が、聖公会からは1988年のランベス会議で、またカトリック教会からは1991年に出たが、委員会がすでに得た「注目すべき進展」を進めるように励ますものであった。こうして今、ARCICは、この更に一步を進めた合意声明、『権威という賜物』を提示する。

ひとつの聖書のイメージがこの声明の鍵となる。コリントの教会への第二の手紙第一章で、パウロは人間への神の『然り』と我々が神に答える『アーメン』が、ともにイエス・キリストにおいて与えられたと書いている（Ⅱコリント1・19-20参照）。神のその教会への権威という賜物は、神のその民への『然り』とこの民の『アーメン』に奉仕するものなのである。

これを読む方々は、委員会がこの結論を出すに至った過程を追って頂きたい。この結論は、五年にわたって話し合い、ともに忍耐強く耳を傾け、学び、祈って得られたものである。声明は、我々の希望では、さらに神学的な検討を促すものであり、その結論は、とりわけ普遍的首位権という重大な問題について、我々二つの教会への挑戦となっている。権威が関わるのは、教会が福音に忠実にいかに

教え、行動し、教理の諸決定に到達するかということであり、権威についての眞の合意は理論上のものではあり得ない。もし、この声明が聖公会とカトリック教会の和解に貢献するとされ、受け入れられるとすれば、生活と行為での応答が求められるであろう。

多くのことがここまでに起こり、キリストにある兄弟姉妹としての互いの自覚を深めていった。しかし、目に見える十全な一致を目指す我々の旅路は、ある人々が期待し、多くの人々が希望しているよりも、はるかに長いことがわかつてきた。本委員会では進展を困難にするただならない障害にもいくつか出会った。こうした段階では、粘り強く、労苦を惜しまずに対話をを行うことが何よりも必要である。現在のカンタベリー大主教ジョージ・ケアリーと教皇ヨハネ・パウロ二世は、1996年の会見で、この権威についての作業が求められていることを極めて率直に表明した。「この領域での合意がなければ、目に見える十全な一致には到達できないであろう。我々双方は、そのように一つであることを実現させるために関わっているのである」。

神が、委員会の仕事を皆が願う目的、分裂の克服に貢献できるものとされ、こうして、我々がともに声を揃え、「神をたたえるため……『アーメン』と唱える」（Ⅱコリント1・20参照）ことのできるようになることを我々は祈っている。

1998年9月3日 大グレゴリオの祝日に パラツツォラにて

・ + コーマック・マーフィー-オコナー  
+ マーク・サンター

## この文書の性格

ここに公表される文書は、聖公会－ローマ・カトリック 国際委員会（ARCIC）が作成したものである。これは委員会の共同声明である。委員会を任命した双方の権威をもつ人々は、この声明が公表され、広く検討されることを許可した。これは、ローマ・カトリック教会による、あるいは聖公会による、権威のある宣言ではない。両者は、この文書についての立場を明らかにするため、適当な時期にその評価を行うであろう。

---

聖書からの引用は、「新共同訳」（日本聖書協会）による。

[注1] エキュメニカルな用例にしたがって、ゴチック体で表記した「伝統（Tradition）」は、ここでは、「時代から時代へと、教会のなかで、教会を通して伝えられた、福音そのもの」を意味し、ゴチック体表記でない「伝承（tradition）」は「伝承する過程、啓示された真理の伝達」を意味する（第4回信仰職制世界会議、モントリオール 1963、第2部 39項）。複数の諸伝承は、さまざまの異なった文化と信仰共同体での典礼、神学、法的であり教会的とされる生活の特殊な様相を意味する。しかしながら、こうした用法はしばしば明確には区別できない。[英語では] 一つの文章の冒頭に來るので「伝承」が大文字で始まる場合があり、そのときは文脈でどちらの意味かを決めなければならない。「使徒伝承」という言葉は、使徒たちの時代から伝えられ、キリスト教の生活と神学の基礎であり続けるものの内容を意味する。

## I. 序 論

1. 聖公会の人々とローマ・カトリックの人々との対話は、教会における権威の問題で、いくつかの見るべき進展のしるしを見せて いる。この進展は、これまでのARCICの諸声明が到達した権威の理解がすでに収斂しているのを見ればわかるのではないだろ うか。特に、
  - ・復活された主の靈が、神の民を守り、御父の意志に服従させると認めていること。この聖靈の働きによって、主の権威が教会の中 で生きている（『最終報告』教会における権威 I, 3 参照）。
  - ・信徒は、洗礼を受け、「信じる者たちの感覺」（sensus fidelium）に参与していることによって、教会での意思決定に欠かせない役 割を演じると認めていること（『最終報告』教会における権威 I・解明, 4 参照）。
  - ・教会内でのエピスコペー（episcope, 監督職）の要素としての首位権と会議性（conciliarity）が相補的であること（『最終報告』教 会における権威 I, 22 参照）。
  - ・教会の再一致のとき、内部が一つであるし、一つであるのを 守るものとして、ローマの司教が行使する普遍的な首位権が必要 なこと（『最終報告』教会における権威 II, 9 参照）。
  - ・普遍的な首位権者には、主教団の中で他の司教たちと団体的に連 係して奉仕職（ministry）を行使する必要があること（『最終報 告』教会における権威 II, 19 参照）。
  - ・普遍的な首位権と会議性の理解。会議性は諸地方教会でのエピス コペーの行使を補完するが、それに取って代わることではない （『最終報告』教会における権威 I, 21-23 ; II, 19 参照）。

2. この収斂は、聖公会とローマ・カトリック教会との権威を持つ人々によって、公式に注目されている。ランベス会議は、1988年に集まったとき、ユーカリストの教理および奉仕職と叙任についてのARCICの諸合意が、実質的に聖公会の人々の信仰と同調できるものと見た（「決議」8:1）。それだけではなく、教会における権威についての諸合意も更に対話を進める基礎となることを認めた（「決議」8:3）。同様に、聖座〔教皇庁〕は、1991年の公式回答で、ローマ・カトリック教会の信仰にとって極めて重要な、ユーカリストと教会の奉仕職といった諸問題で合意の領域のあることを認めた。我々の二つの交わりの間に教会における権威の問題で収斂のしるしのあることに注目し、これが、さらに進展する道を開いたことを指摘している。

3. しかしながら、我々の二つの交わりの権威を持つ人々は、収斂が見られるとはいえ、必要な同意にはまだ至っていないと信じる諸領域があるとし、これをさらに探究することを求めた。こうした領域には、次のものがある：

- ・聖書、伝統[⇒p.3の注1参照]、教えるものとしての権威の行使の関係；
- ・決定を行う場合の団体性、会議性、および信徒の役割；
- ・聖書と伝統との関係から見た普遍的な首位権というペトロの奉仕職。

進展はあった。だが、一つであることをを目指して歩むうちに、ただならない困難もいくつか浮かび上がってきた。権威をめぐる種々の問題点にも、我々の交わりのそれぞれに厳しく迫るものがあった。たとえば、女性たちの叙任についてのさまざまな論議や決定によって、権威の源泉と構造、また、その聖公会の人々とローマ・カトリックの人々への機能のあり方の問題が、さらに検討を求められるようになった。

4. 双方それぞれの交わりの中で、権威は、さまざまの異なったレベルで、どのように行使されるべきなのか。検討するうちに、こ

これらの問題点をめぐる他の諸教会の種々の視点が視野に入ってきた。たとえば、全聖公会神学教理委員会の（1998年のランベス会議のために準備した）『ヴァージニア・レポート』は、こう宣言する：

「エキュメニズムへの関与が、地方的にも、国際的にも、長く続いたことによって、聖公会の識別と意志決定が、エキュメニズムのパートナーたちの真理への種々の洞察と聖靈に導かれたその知恵を考慮すべきことが明らかになった。さらに、我々が行うあらゆる決定は、普遍教会そのものの識別に役立つものでなくてはならないのである」（6:37）。

教皇ヨハネ・パウロ二世もまた、その回勅『キリスト者の一致』のなかで、一つであるためのローマの司教の特殊な奉仕職が、ある新しい状況のなかでどのように行われることになるのか、それについて、自分とともに、兄弟としての対話に取り組むよう、他の諸教会の指導者と神学者たちを招いている（95-96）。

5. いろいろな教会でも、また広く社会でも、権威の本質と行使についての論議がさまざまな面から広く行われている。聖公会の人々とローマ・カトリックの人々は、諸教会に対しても、世界に対しても、正しく行使された権威が、人類に和解と平和をもたらす神の賜物であることを証ししたいと考えている。権威の行使は、抑圧とも、破壊ともなり得る。事実、人間の諸社会では、さらにいろいろな教会の中ですら、十分注意せずにある権威の様式を探れば、しばしばそうなりかねない。イエスが奉仕のみ業によって権威行使した方法は、違っている。まさに、キリストの考え方と模範に倣って、教会は権威行使するように召されている（ルカ22・24-27；ヨハネ13・14-15；フィリピ2・1-11参照）。教会はこの権威行使するために、さまざまな賜物と奉仕職を聖靈から付与されているのである（コリント12・4-11；エフェソ4・11-12参照）。

6. ARCICは作業の当初から、教会の教え、実践といったいろいろな問題を、次の二つの背景のもとに考えてきた。キリストにあって現に、しかし不完全な我々の交わりがある。招かれているのは、目に見える一致である。本委員会は、常に、対立する立場、自己防衛の立場を過去に追いやり、共通の遺産を発見し、発展させようと努めてきた。これまでの作業を基礎とし、本委員会は、さらに一步を進める。権威という賜物は、それが正しく行使されるとき、どのように教会が聖靈に従い続けることを可能にするのか。これについての声明を提示する。聖靈は、世の救いのための福音の奉仕に忠実であるように教会を守り続ける。我々は、更に、教会における権威の行使と受容が、どのように、福音への信じる人々の応答から切り離すことができないか、どのように、聖書と伝統とのダイナミックな相互作用と関係しているか、そして、どのように、諸教会の交わりとそれらの司教たちの団体性とのうちに表現され、経験されているかを明らかにしたいと思う。こうした洞察の光のなかで、諸地方教会のすべてが一つであるために役立つ、ある普遍的な首位権のことが、より深く理解されるようになったのである。

## II. 教会における権威

### イエス・キリスト：神の我々への「然り」と我々の神への「アーメン」

7. 神はいのちの造り主である。そのみことばと靈によって、完全に自由に、神はいのちを存在するものにされる。人間の罪にもかかわらず、あくまで忠実に、すべてに新しいいのちの希望を与え続ける。イエス・キリストの贍いの業で、創造の世界への約束を更新する。「神の意図されることは、すべての人々を、新たにされた被造界の中で、ご自身との交わりに入れることである」（ARCIC『交わりとしての教会』16）。和解して一つにするというこの目的を達成するために、神の靈が創造の世界と贍いの業

のなかで働き続ける。だから、すべての眞の權威の根底となるのは、三位一体の神の活動である。この神が、すべてに欠けるところのないいのちを作り出すのである。

8. イエス・キリストの權威は、あの「忠実な証人」、あの「アーメン」（黙示1・5；3・14参照）のそれであり、神の約束のすべてが、そこに「然り」を見いだす。パウロは自分の教えの權威を守らねばならなかったとき、信頼できる神の權威に注目した：「神は眞実な方です。だから、あなたがたに向けた私たちの言葉は、『然り』であると同時に『否』であるというものではありません。私たち……が、あなたがたの間で宣べ伝えた神の子イエス・キリストは、『然り』と同時に『否』となったような方ではありません。この方においては『然り』だけが実現したのです。神の約束は、ことごとくこの方において『然り』となったからです。それで、私たちは神をたたえるため、この方を通して『アーメン』と唱えます」（Ⅱコリント1・18-20）。パウロは、我々への神の「然り」と神への教会の「アーメン」について語っている。神の御子であり、女から生まれたイエス・キリストにおいて、人間への神の「然り」と神への人間の「アーメン」が具体的な人間の現実となる。イエス・キリストにおける神の「然り」と人間の「アーメン」というこの発想が、この声明の權威の解説の鍵となる。
9. イエスは、御父の意志を行うために（ヘブライ10・5-10参照）、死に至るまでも行うために来た（フィリピ2・8；ヨハネ10・5-10参照）。神は、このイエスの生涯と奉仕のみ業のうちに和解という目的への完全な人間の「然り」があるようにした。イエスは、自分の生涯で、御父にすべてを捧げていることを表現した（ヨハネ5・19参照）。イエスが地上で奉仕のみ業によって權威行使した方法には、同時代の人々に何か目新しく感じられるものがあった。それが、力強い教えにも、癒し解放する言葉にも認められた（マタイ7・28-29；マルコ1・22,27参照）。權威は、何よりも、愛のいにえとなって自分を与えた奉仕で明らかにされた（マルコ

10・45参照）。権威をもって語り、行動したのは、御父との完全な交わりがあったからである。権威は御父から来た（マタイ11・27；ヨハネ14・10-12参照）。まさに復活した主に、天上と地上のすべての権威が与えられる（マタイ28・18参照）。イエス・キリストは今、聖霊との一致のうちに、御父とともに生き、支配している；そのからだ、教会の頭であり、すべての創造の世界の主なのである（エフェソ1・18-23参照）。

10. いのちを与えるイエス・キリストの従順は、聖霊を通して、御父である神への我々の「アーメン」を呼び起こす。この「アーメン」で、聖霊を通して、我々は神を賛美する。神が、その忠実の保証として、我々の心に靈を与えるのである（Ⅱコリント1・20-22参照）。我々はキリストのうちに神の目的を証しし（ルカ24・46-49参照）、また死に至るまでの従順さえ含む証しへと呼ばれている。キリストのうちにあれば、従順は重荷ではない（Iヨハネ5・3参照）。神の靈によって与えられた解放から従順が湧き出る。神の「然り」と我々の「アーメン」は、洗礼においてはっきりと見いだされる。そのとき我々は信者と一緒に、キリストにおける神の業に、「アーメン」と言うのである。聖霊によって、信者としての我々の「アーメン」はキリストの「アーメン」に組み込まれ、キリストによって、キリストとともに、キリストのうちに、我々は御父を礼拝するのである。

### 地方教会の「アーメン」のなかの信者の「アーメン」

11. 福音はさまざまな道を通して人々のもとに来る：親あるいは他のキリスト者の証しと生活、聖書を読むこと、典礼（liturgy）への参加、あるいは、何か他の靈的な体験を通して来る。福音の受容もまた、多くの形で起こる：洗礼を受けて、献身を新たにして、忠実であり続ける決断をして、あるいは、困窮にある人々に自分をささげる諸行為によって起こる。こうした行動のなかで、その人は言う：「イエス・キリストは私の神：イエスは私にとって救

いであり、希望の源泉、生ける神のまことの顔である」。

12. 信者が個人的にキリストに「アーメン」と言うとき、常に、さらに広がる次元が含まれている：キリストの共同体の信仰への「アーメン」である。洗礼を受ける者は、キリストのからだのなかで神のいのちに与かる意味をすべて知るようにならねばならない。信者のキリストへの「アーメン」はさらに充実したものとなる。教会は、神のみことばに忠実に従い、何が神の啓示の真正の内容であるかを示し、信者はそのすべてを受け取って行くからである。教会の「アーメン」に個人の「アーメン」が含まれている。教会の「アーメン」とは、教会がキリストのからだであることについて教会が言う「アーメン」であり、個人の「アーメン」とは、個々の信者がキリストに言う「アーメン」である。ある人にとっては、この信仰への成長は、問い合わせ、あがき苦しむ経験であるかもしれないが、すべての人にとって、信者の良心の健全性が影響を及ぼすのである。信者のキリストへの「アーメン」は、まさに根本である。キリスト者たちの全体が、福音の真正の意味であり、キリストに従う道であるとして受け取り、教えていくすべてに、「アーメン」と言うように、個々のキリスト者は、一生召され続けるのである。

13. 信者たちは、その地方教会で、他のキリスト者たちとの交わりのなかでキリストに従う（『最終報告』教会における権威 I, 8 参照。そこでは「一人の監督のもとで、地方共同体の一一致が見られるとき、普通それはわれわれ両教会では地方教会（教区）と呼ばれている」と説明されている）。地方教会の中で信じる者たちはキリスト教生活を分かち合う。一緒に、自分たちの良心形成の導きや種々の困難に向かう強さを見いだす。神が配慮する恵みの手段で支えられる。その手段が、説教・catechesis（教会問答）・信条（信経）の中で説明される聖書、サクラメント、叙任された奉仕職による礼拝、祈りの生活と共同の礼拝、聖なる人々の証しだである。信者は、福音への個人の「アーメン」よりも古く、深く、広く、豊かな、信仰の「アーメン」のなかへ組み入れられる。こ

うして個人の信仰と教会の信仰との関係は、時として、見えてくるものよりもさらに複雑である。洗礼を受けた誰もが、教会の豊かな経験に与かる。教会は、その時代の諸問題と戦っているときでさえ、キリストがそのからだにとって意味するものを告知し続けているのである。信者の一人一人が、聖霊の恵みによって、すべての時代の、すべての場所の、すべての信者たちとともに、聖徒たちの交わりのなかで、この教会の信仰を受け継いで行く。信者たちは、そのとき、その地方教会の礼拝と教えと実践が続くなきに入って、二重の「アーメン」を生き抜いて行く。この地方教会は、ユーカリストによる共同体である。その生活の中心に、聖なるユーカリストの祝祭がある。その祝祭のうちに、すべての信者たちは、自分たちへのキリストにおける神の「然り」を聞き、そして受け取るのである。偉大な感謝の祭儀のなかで、十字架につけられ、復活したキリストの救いの業で神の賜物の記念が行われるとき、その共同体は、世の初めから終わりまで、神への人間の「アーメン」 — 默示録が偉大な天上の典礼の中心にあると断言するあの「アーメン」（黙示5・14；7・12参照） — を口にするすべての諸教会のすべてのキリスト者と一つになるのである。

### 伝統と使徒性：諸教会の交わりのなかの地方教会の「アーメン」

14. 神の「然り」は、信者たちの「アーメン」を命じ、また、招いている。啓示されたみことば、使徒たちの共同体が最初に証しをしたこのみことばは、全キリスト教共同体の生活を通して受領され、伝達される。伝統（パラドシス、paradosis）はこの過程に関連する。十字架につけられ、復活したキリストの福音は、キリスト教の諸教会において絶えず伝達され、受領されてきた（Iコリント15・3参照）。福音のこの伝承、あるいは伝達は、特に、みことばとサクラメントの奉仕を通しての、また、神の民が共有する生活のなかでの、聖霊の業である。伝統は、ダイナミックな過程であって、ただ一度、使徒たちの共同体に渡されたものを、それぞれの時代に伝達する。伝統は、救いに関する正しい諸命題の伝達よりもはるかに大きい。これを教義と教会の決定との保存に

限定する見方は狭過ぎるし、不十分である。教会が受け取り、伝えなければならないのは、教会としての交わりを成り立たせるこうしたすべての要素、洗礼、使徒たちの信仰の告白、ユーカリストの執行、使徒的奉仕職によるリーダーシップ（『交わりとしての教会』15,43参照）である。人間のための神の愛の計らい（オイコノミア、oikonomia）では、肉となった、そして我々の間に住むことになったみことばが、世の初めから伝えられ、世の終わりまで伝えられるものの中心を占めている。

15. 伝統は神の愛の通路であり、教会の中で、また今日の世界の中で、この愛に触れることができるようになっている。それを通して、人間は、時代から時代へと、場所から場所へと、聖なる三位一体にある交わりに与かるのである。教会は、伝承という過程によって、主イエス・キリストの恵みと聖霊のコイノニア（koinonia、交わり）に仕える（Ⅱコリント13・14）。したがって、伝統は、恵みと愛と交わりという〔神の〕計らいには欠かせない。耳があっても聞かず、目があっても見なかった人々は、救いをもたらす福音を受け取るとき、光を受け、赦しを受け、癒され、解放されたことを味わう。福音の交わりに与かる人々は、これを他の人々に伝えないではいられない。たとえそれが殉教を意味するとしてもである。伝統は、神の民が受領すべき宝であるとともに、全人類と分かち合うべき賜物である。

16. 使徒伝承は、神の賜物であり、常にあらためて受けとらねばならない。これによって、聖霊は、時代から時代へと地方の諸教会の交わりを造り、保ち、支えて行く。使徒伝承の伝達と受領は交わりの行為であり、そこでは、聖霊が、ただ一つの使徒たちの信仰によって、現代の諸地方教会を以前の諸教会と統合する。伝承の過程は、多くの異なった環境と変わり続ける時代のなかで、啓示された神のみことばを、一貫して、いつまでも、受領し、伝達することが必然的に伴う。使徒伝承への教会の「アーメン」は聖霊がもたらしたものであり、一貫して弟子たちをすべての真理、

すなわち、道であり、真理であり、いのちであるキリストへと導く（ヨハネ16・13；14・6参照）。

17. 伝統は教会の使徒性を表している。使徒たちが受け取り、告知したものは、今、教会の伝統のなかに見いだされる。そこでは、聖霊の力で神のみことばが説き語られ、キリストのサクラメントが執行されるのである。今日の諸教会が努力しているのは、ただ一つの生きた使徒伝承を受け取ることであり、これに沿って生活を整えること、そして、これを伝達して、神の民が、ただ一度、聖徒たちに託された信仰（ユダ3参照）を告白し、これを生きていることを、栄光のうちに来られるキリストが見いだすようにするためである。

18. 伝統は、今日の教会で、全体の中で保たれた記憶を通して、使徒たちの共同体の証しを現存させる。みことばの告知とサクラメントの執行を通して、聖霊は、信者たちの心を開き、復活された主をはっきりと示す。聖霊は、イエスの一度限りのみ業のうちに働き、今も教会を教え続ける。キリストが行ったこと、言ったことを思い出させ、その贍いの業の成果と、あの〔終末の栄光の〕国を前もって味わわせるものを、現存させるのである（ヨハネ2・22；14・26参照）。伝統の目的は、聖霊を通して、信仰と希望のうちにみことばが受け取られ、生き抜かれるときに達成される。交わりの中での告知とサクラメントと生活との証しは、伝統の内容であると同時に結果である。こうして、記憶が、地方教会の交わりの内にある信者の誠実な生活のなかに実りをもたらすのである。

### 聖書：神の「然り」と神の民の「アーメン」

19. 伝統の内部では、聖書は独自の地位、規範の地位を占め、ただ一度与えられたものに属している。書き留められた神の「然り」の証しとして、教会が、一貫して、これを基準に、自分の教え、

説教、行動を測ることを求める。「聖書は神の啓示を特別の靈感を受けて証しするものであるから、教会によるこの啓示の表現が聖書と一致しているかどうかということについても吟味すべきである」（『最終報告』教会における権威・解明、2）。聖書を通して、神の啓示は、教会のなかで現にあり、伝達されるようになる。神の「然り」が、神の真正の啓示を受け取る教会の「アーメン」のなかで、またこれを通して認められるのである。あるいはいくつかのテキストを神の啓示を真に証しするものとして受け取ることによって、教会はその聖書を承認した。この〔聖書という〕集成だけを、靈感を受けて神のみことばが書かれたもの、またそしたものとして、比べようもなく権威を持つものと考えている。

20. 聖書は、ユダヤ教とキリスト教の諸伝承の多様な流れを集めている。これらの諸伝承は、神のみことばが、神の民の種々の必要、文化、環境に対応する特殊な背景の中で、どのように受け取られ、解釈され、伝えられたかを明らかにしている。それらは神の救いの意図の啓示を含んでいる。この意図はイエス・キリストで実現され、最初期のキリスト教諸共同体で体験されたのであった。この諸共同体では、神の「然り」は新しいかたちで受け取られた。新約聖書の中では、どのように、第一の契約の諸書〔旧約聖書〕が、唯一の真の神の啓示として受け取られたか、また、キリストにおける神の究極のみことばの啓示として再び解釈され、再び受け取られたか、そのいずれをも見ることができる。
21. 新約聖書の著者たちは皆、その属する地方の諸共同体の経験の影響を受けていた。彼らが巧みに神学的な諸洞察によって伝えたものは、福音のこうした要素を記録している。その時代、そのさまざまな状況での諸教会の記憶に残っていたのである。たとえば、キリストのからだについてのパウロの教えは、多くの場合、コリントの地方教会に問題と分裂があったために、与えられたものである。パウロが、「あなたがたを打ち倒すためではなく、造り上げるために主が私たちに授けてくださった権威」（Ⅱコリント

10・8 )について語るとき、自分とコリントの教会との関係に波風が立っていることを背景にして語っている。我々の信仰の中心的な諸主張の場合ですら、しばしば、一つの地方教会、あるいは、いくつかの地方教会のグループの具体的な、時としてはドラマチックな状況のはっきりとした反響が残されている。そして、その状況のお陰で、使徒伝承が忠実に私たちに伝達されるのである。ヨハネ文書では、主が復活の前も後も、見ること、触れることのできる人間のからだの肉でそこにいた（ヨハネ20・27；I ヨハネ4・2参照）ことが強調される。それは、ヨハネの諸共同体でこの点の衝突があったことに繋がっているのである。まさに、ある特別な時期の、ある特別な諸共同体が自分たちのために神のみことばを識別していく厳しい努力を通して、我々は、聖書の中に、使徒伝承の真正の記録を持つようになる。一つの時代から他の時代、一つの教会から他の教会へとこれが伝えられ、信者はこれに「アーメン」と言うのである。

22. 聖書の正典の形成は、伝承の過程の欠くことのできない部分であった。長い批判と識別の時期を経て、教会は〔やがて新約聖書を構成する〕これらの書を正典と認めた。それは従順の行為であり、同時に権威の行為であった。それは従順の行為であった、というのは、教会は、この諸書を通して、いのちを与える神の「然り」を識別し、受け取り、この諸書を信仰の規範として受け入れるからである。それは権威の行為であった、というのは、教会は、聖霊の導きのもとに、これらのテキストを受け取り、伝え、これらは靈感を受けたものであり、他のものは正典の中に含めてはならないと宣言するからである。

23. 啓示された神の福音の意味は、教会の中でだけ、余すところなく理解される。神の啓示は共同体に委託された。教会を個々の信者の集まりと言うことは本来できないし、その信仰を個人の持っている信念の集合と考えることもできない。信者は一緒に信仰の民なのである。なぜなら、彼らは、洗礼によって、ひとつの共同

体、正典である聖書を神の真正のみことばとして受け取る共同体の中に組み込まれているからである；彼らはこの共同体の中で信仰を受け取る。この共同体の信仰が、個人の信仰よりも先にある。こうして、ひとりの人の信仰の旅路は、個人的に聖書を読むことから始まるかもしれないが、そこにとどまることはできない。聖書の個人的な解釈は、教会の生活の中でのテキストの読み方とはあっていないし、啓示された神のみことばの権威の本性とは両立しない（Ⅱペトロ1・20-21参照）。神のみことばと神の教会を引き裂くことはできない。

### 伝統の受領と伝統の再受領：神のみことばへの教会の「アーメン」

24. どの時代にも、教会は、神からの慈しみの賜物として、伝統の真の表現と認めるすべてを受け取り、承認する。伝統は、ただ一度使徒たちに渡されたものなのである。この受領は、ただ一つの行為、忠実であると同時に自由な行為である。教会は忠実であり続けねばならない。栄光のうちに来られるキリストは、教会を見て、自分の設立した共同体であるかどうかを確認する。教会は自由であり続けねばならない。直面する種々の状況に応じ、新しいかたちで使徒伝承を受け取るためにある。教会は、自分の生活と礼拝に溶け込ませるのが難しいと思ういくつかの部分があるとしても、使徒伝承のすべてを伝達する責任を持つ。今は重要性がはっきりしなくとも、昔の時代に重大な意味を持っていたことが、未来には再び重要となるかもしれない。

25. 教会の中では、神の民の記憶が、人間の限界と罪のために影響され、歪曲されることさえありうる。聖霊の助力が約束されているとはいえ、諸教会は、時として使徒伝承のいくつかの面を見失い、神の国のすべてを識別してキリストに従うことにつき失敗したことがあった。教会としての交わりの要素のいくつかが忘れられ、無視され、あるいは乱用されると、諸教会は苦しむ。新しい状況の中で、あらためて伝統に立ち戻ることが、キリストにある神の

啓示を思い起こす手段となる。聖書学者たち、神学者たちの洞察が、また、聖なる人々の知恵がこのことを助ける。こうして、無視されていた種々の要素が再び発見され、あらためて神の約束が思い起こされて、教会の「アーメン」の刷新へと導かれる。受領されてきたことも、重点の置き方が変わるかもしれない。伝統のまとめ方のいくつかが、新しい背景の中では不適当、あるいは誤解さえ招くように見えるからである。こうした過程のすべてを再受領と呼ぶこともできよう。

### 公同性・カトリック性：全教会の「アーメン」

26. 使徒伝承の交わりには通時的と共時的という二つの次元がある。伝承の過程には明らかに一つの時代から次の時代への（通時的な）福音の伝達が伴う。教会が真理のうちに一つのままにとどまるべきなら、すべてのところの教会にも、あの唯一の福音での（共時的な）交わりが伴わねばならない。教会の公同性・カトリック性のためにはこの両方が必要である。キリストが約束されたのは、聖霊が本質的な救いの真理を教会の記憶の中に保ち、これに宣教の力を与えるということであった（ヨハネ14・26；15・26-27参照）。この真理は、全世界のあらゆるところ、あらゆる時代の信者により、人間経験の多様性と複雑性に応えてあらためて受領され、伝達されねばならない。人類のどの部分、どの民族、どの社会層、どの世代も、神のみことばに直接触れるこの救いの伝達から除外されてはならないのである（『交わりとしての教会』34参照）。
27. 生きた伝統との出会いは、人間経験の豊かな多様性のなかで、福音の表現の多様性を生み出す。この多様な表現が、イエス・キリストで啓示され、使徒たちの共同体によって伝達されたみことばに忠実なものであれば、それらが見いだされる諸教会は真に交わりのうちにいる。確かにこの諸伝承の多様性は公同性・カトリック性を実際に明らかにしており、伝統の生きた力に対立するよりは、むしろ確認しているのである。神が人々のなかに多様性を

創造したように、教会の忠実さと独自性は、あらゆる状況のあらゆるレベルでの表現と定式化の一様性ではなく、むしろ、交わりが一つである中での公的・カトリック的な多様性を求めている。この諸伝承の豊かさは、和解を受けた人類の不可欠の資源である。「神が愛をもってこれほど多様な人間たちを創造したのは、人びとが愛をもって自分たちの持ち物や自分自身を互いに分かち与えて、相互の交わりによって互いを豊かにするためである」（『交わりとしての教会』35）。

28. 全体としての神の民が、この生きた伝統を担う。さまざまに移り変わる状況、福音への新たな挑戦となる状況のなかで、神のみことばを識別し、現実に働くかせ、伝達するのは、神の民全体の責任である。聖霊は、この共同体の全員を通して働き、それぞれにすべての者の益となるように与えた賜物を用いる。特に、神学者たちが教会全体の交わりに奉仕し、いろいろな新しい洞察が生まれれば、伝統が流れ続けるなかに統合すべきかどうか、もしすべきだとすれば、どのように統合すべきかを探究するのである。それぞれの共同体のなかでは、相互に与え、受け取る交換が行われ、そのなかで、主教たち、聖職者たち、信徒たちが、〔神の民の〕全体の中で、他の人々から受け取るとともに、この人々に与えることになる。
29. どのキリスト者の中にも、キリストに忠実であろうと努め、教会のいのちの営みのなかに余すところなく組み込まれているとき、「信仰の感覚」（*sensus fidei*）がある。この「信仰の感覚」は、靈的な識別のためのある主体的な能力、教会の忠実な一員として交わりのうちに礼拝し、生きることによって形成されるある直感と言ってもよい。この能力が信者のあの〔全〕体によって一斉に行使されるとき、まさに「信じる者たちの感覚」（*sensus fidelium*）の行使について語ってもよいのかもしれない（『最終報告』教会における権威 I ・ 解明、3-4参照）。教会の各員による「信仰の感覚」の行使は「信じる者たちの感覚」の形成に貢献

し、これを通して教会全体がキリストに忠実であり続けるのである。「信じる者たちの感覚」によって、教会の中でエピスコペーを行使している人々、教会の生きた記憶を見守っている人々の奉仕職に全体が貢献し、全体がこの奉仕職から受領して、この奉仕職に豊かさを蓄積する（『最終報告』教会における権威 I, 5-6 参照）。個々の信者の「アーメン」は、こうしてさまざまなかたちで全教会の「アーメン」のなかに組み込まれるのである。

30. キリストのからだのなかでエピスコペーを行使する人々は、神の民が演すべきパートを持つ全体の「シンフォニー」から離れてはならない。「信じる者たちの感覚」を素早く捉える必要がある。彼らはこれに与かり、共同体の福利と宣教のために何かが必要となり、あるいは、伝統の何らかの要素を斬新なかたちで受け入れる必要があるとき、これに気づかねばならないからである。エピスコペーのカリスマと機能は、とくに想起する職務に繋がっている。これが希望のうちに教会を絶えず刷新するのである。こうした奉仕職を通して、聖霊は、神が行い啓示したことの記憶、神がすべてをキリストのうちに一つにしようとするという希望を、教会のなかで生き生きと保つ。このようにして、世代から世代へと、そればかりか、場所から場所へと、ただ一つの信仰が伝達され、生き抜かれる。これが、主教とそのもとで叙任された人々が、みことばを告知し、サクラメントを執り行い、共通の善のために規律が保たれるよう自分の役割を果たすときに、行う奉仕職である。主教たち、聖職者たち、また他の信者たちは、皆、お互いを通して神から来るものを認め、受け取らなければならない。こうして、神の民の「信じる者たちの感覚」、また、想起する職務が、相互に関係し合い、ともに成り立っていくのである。
31. 聖公会の人々とローマ・カトリックの人々は、以上のすべてに原則的に同意することができる。しかし、この理解を共有のものとして復活させるために、意識して努力する必要がある。キリスト教の諸共同体は、現にあるとはいえ、不完全に、交わりのうち

にあるのだから、お互いのうちに、自分たちが排斥し、忘却し、あるいはまだ十分に理解していない使徒伝承の諸要素を確認するように召される。したがって、諸共同体はこれらの要素を受け取り、あるいは再び自分のものとし、また、どのように、聖書を寸断して解釈してきたかを再検討しなければならない。キリストのうちにあるその生活は、お互いに与え、受け取ることによって豊かになる。信者の交わりのなかで「信じる者たちの感覚」と想起する職務が互いに働き合うとき、公同性・カトリック性の理解と経験もより豊かに身につくようになる。現実の、しかし不完全な交わりのなかで、この与えること、受け取ることがうまく行われれば、共同体が異なっても、神の栄光への唯一のキリストの「アーメン」を分裂なしに分かち合うことへ、さらに近づいて行くのである。

### III. 教会における権威の行使

#### 福音を告知すること：宣教と一致のための権威の行使

32. イエスが弟子たちに授けた権威は、何よりも宣教のための権威、宣べ伝え、癒すためのものであった（ルカ9・1-2,10・1参照）。復活したキリストは、全世界に福音を広める力を弟子たちに与えたのである（マタイ28・18-20参照）。聖霊の力で神のみことばを説き伝えることが、初代教会では使徒たちの権威の決定的な特徴と見られていた（Iコリント1・17,2・4-5参照）。十字架につけられたキリストが告知され、人間への神の「然り」が今の現実となり、すべての人が自分の「アーメン」で応えるように招かれる。こうして、教会の中の奉仕職による権威の行使、とりわけエピスコペーの職務を託された人々による行使は、根本的に宣教の次元を持つことになる。権威は、教会の中で、外にいる人々のために行使され、福音が「力と、聖霊と、強い確信とによって」（Iテサロニケ1・5）告知されることを目指す。この権威は、全教会が福音

を体現すること、宣教者、また、預言者である主のしもべとなることを可能にするのである。

33. イエスは、自分に従う人々が一つとなり、「こうして、あなたがわたしをお遣わしになったこと、また、わたしを愛しておられたように、彼らをも愛しておられたことを、世が知るようになる」（ヨハネ17・23）ことを御父に祈った。キリスト者たちが福音そのものについて同意していないなら、力によってこれを十分に説き伝えることはできない。信仰において一つでないときには生活において一つであることができず、その状態では神の意志への忠実を余すところなく示すことができない。神の意志は、キリストを通してすべてのものを御父と和解させることである（コロサイ1・20参照）。教会は、神が望まれ、召された和解の共同体とならない限り、ふさわしくこの福音を説き伝えることはできない。あるいは、神が、主としての、救い主としてのキリストのもとに、散らされたご自分の民を集めようと計画されていると、人が信頼できるように告知することはできない。ただ、すべての信者が一つになり、共同でユーカリストを行うようになる（『交わりとしての教会』24参照）ときにだけ、キリストのうちにすべてを一つにまとめる（エフェソ1・10）ことをめざす神が、神の民によって真に栄光を受けることになる。そこで、教会のなかで権威を帯びる人々は挑戦され、責任を問われる所以である：果たして、自分たちの奉仕職を行って、種々の地方教会に当然ある多様性を減らさず、むしろ豊かにし、全教会が信仰と生活で一つとなるように促しているであろうか。

### 共歩性 (synodality) : 交わりにおける権威の行使

34. すべての信者は、各地方教会で、ともにキリストにあって歩むように召されている。共歩性という言葉は（「共通の道」を意味する *syn-hodos* から来る）信者と諸教会とが共に歩んでいるときに、共に持つ交わりのあり方を示している。それは、あの道の民

(使徒9・2参照)として、道であるキリスト(ヨハネ14・6参照)のうちにともに生き、働き、歩むというこの民の召命を表している。この民は、その先駆者たちのように、イエスが再び来られるまで、道を進む(マルコ10・52参照)イエスに従うのである。

35. 地方の諸教会の交わりの中で、聖霊は、キリストにおける和解と交わりの恵みを通して、それぞれの教会を形成するために働いている。聖霊の活動を通してのみ、地方教会はキリストの「アーメン」に忠実であることができ、この「アーメン」にすべての民を与らせるために、世界に派遣することができる。この聖霊の現存を通して、地方教会は伝統のうちに保たれる。使徒たちの信仰と恵みの諸手段を余すところなく受け、共有するのである。聖霊は、地方教会を真理のうちに固め、その生活が、キリストにおいて啓示された救いの真理を体現するようにする。時代から時代へ、生きたみことばの権威は、世にある地方教会のすべての面を通して現存していかなければならない。教会の諸構造、団体としての生活のなかで、キリストの思いに従って権威が行使されなければならない(フェリピ2・5参照)。

36. キリストの靈は、それぞれの主教に、司牧に必要な権威、エピスコペーを地方教会の中で効果的に行うための権威を持たせる。この権威は必然的に責任を含む。コイノニアのために主教の職務を果たし、種々の決定を行って、実行に移すことが求められる。この義務としての性格が、主教の課題のうちに潜んでいる。その課題は、神のみことばを告知し解明して教えること、サクラメントの執行を配慮すること、教会を聖性と真理のうちに保つことである。この課題を果たすために主教が下す諸決定は権威を持ち、信者たちはそれを受領し、受容する義務を持っている(『最終報告』教会における権威Ⅱ、17参照)。信者たちは「信仰の感覚」により、良心に照らして、主教が権威を行使するなかで神が働くと認めること、また、信者としてこれに応えることができる。これが信者たちの従順の動機、自由の従順であって奴隸のそれではない動機である。主教たちの権限(jurisdiction)は、彼らが

受けたただ一つの召命の結果であり、ある真正の「アーメン」で彼らの教会を導くためのものである。他の人々の自由の上に立ち、勝手にふるまうために人間に与えられたものではない。主教と共同体の他の人々とは「信じる者たちの感覚」が働く中で補い合う関係にある。ユーカリストが、神の民がともに歩む（共歩性）地方教会の基礎である。祈りに満ちた対話のなかで、司式者が導き、人々は聖別の祈り（eucharistic prayer）へと自分たちの「アーメン」を形作って行く。自分たちの主教と信仰のうちに一つとなって、その「アーメン」は御父のみ旨への主の偉大な「アーメン」の生きた記念となるのである。

37. 神がこうあるべきだと望まれた教会は、すべての教会が互いに依存してはじめて成り立つ。生きた伝統に与かっているなら、どの地方教会も自分で足りると考えることはできない。だから、種々のかたちの共歩性が種々の地方教会の交わりを明らかにし、それを福音への忠実のうちに支える必要があるのである。主教の奉仕職は極めて重要である。この奉仕職が、個々の地方教会のなかに、そして間に、交わりをもたらすからである。いろいろな地方教会の相互の交わりは、それぞれの主教が司教団に組み込まれていることを通して表される。主教たちは、個人としても、団体としても、交わりに奉仕する。共歩性の表現のすべてに関わるのである。こうした表現には、広い範囲のさまざまな機構、手段、施設、とくに、シノドスあるいは教会会議、地方の、地域の、世界規模の、エキュメニカルの〔世界全体を含む〕教会会議が含まれる。交わりの維持には、あらゆるレベルで、レベル固有の種々の決定を行う資格が求められる。こうした種々の決定が、より広い範囲の諸教会の交わりにただならない問題を引き起こすときは、共歩性はより広い範囲に及ぶ表現を見いださねばならないのである。

38. 我々双方の交わりでは、それぞれ主教たちが団体として会合する。個人としてではなく、諸地方教会の共歩的な生活の中で、ま

た、そのために、権威を持つものとして会合するのである。信者たちの意見を聞くことは主教としての監督的一面である。それぞれの主教は、地方教会の声であるとともに、地方教会が他の諸教会から学ぶ一つの通路である。主教たちは、一緒に協議するとき、地方教会のなかで、また、より広い範囲の諸教会の交わりのなかで現在見られる「信じる者たちの感覚」を識別するとともに、明確にすることをも検討する。主教たちの役割は教師のそれである。すなわち、この諸教会の交わりのなかで、使徒伝承に忠実なこととして何を教えるべきかを決定しなければならない。ローマ・カトリックの人々と聖公会の人々は、共歩性のこの理解を共有しているが、それを異なった形で表現しているのである。

39. 英国宗教改革の時代の英国教会では、共歩性の伝統は、主教たちと聖職者たちの両シノドスと、主教たちと信徒たちを含む議会の両者を、典礼、教理、教会職制の調整に用いることで表された。公会議の権威もまた認められていた。全聖公会〔英國教会に始まるが、国境を越えてこれとの交わりのうちにある諸教会〕では、19世紀にシノドスの新しい形が生まれるようになり、それ以来、決定を行うときの信徒の役割が大きくなつた。主教たち、聖職者たち、信徒たちはお互いに相談し、一緒に法を定めるが、主教たちの役割がそこでは区別されており、極めて重要である。聖公会のどこの部分でも、主教たちは監督という独自の責任を負う。例えば、教区会は主教だけが召集でき、主教の同意がなければその決定は成立しない。地域あるいは国のレベルでは、主教会が、教理、礼拝、倫理の問題に関連して、他とは区別された独自の職務を行う。さらに、聖公会の諸シノドスは議会式の手続きを広く採用しているが、その本質はユーカリスト的である。ユーカリストの主宰者としての主教が教区会を主宰するのはこのためであつて、教区会は、神の贖いのみ業を地方教会の生活と活動を通して現在に導入するために集まる。さらに、各主教は地方教会のエピスコペーだけを受け持つのではなく、諸教会すべての配慮に参加する。このことが、聖公会のそれぞれの地域のなかで、主教会、地域、あるいは、管区総会のような機構を通して行われている。

聖公会全体では、首座主教会議、全聖公会中央協議会、ランベス会議、およびカンタベリー大主教が、共歩性の機関として用いられている。

40. ローマ・カトリック教会では、共歩性の伝統は絶えたことがなかった。宗教改革ののち、司教たちと聖職者たちのシノドスは、時代から時代へと、さまざまな教区と地域で開かれ続けた。全体のレベルでは公会議が3回開かれた。20世紀の終わりになって、特定の地域の諸地方教会が一緒にその使命の諸要請に対処し、新しい司牧状況に対応することを可能にする協議の手段として、司教たちの特別会議と司教協議会が浮かび上がってきた。これらは第二ヴァチカン公会議以降、国と地域における正規の機構となっている。教皇パウロ六世は、公会議で司教たちの支持を受けた一つの決定で、全世界での教会の使命についての諸問題を取り扱うために世界代表者司教会議〔司教シノドス〕を制定した。使徒ペトロとパウロの墓とローマの司教へのアド・リミナ (*ad limina*) 訪問 [*visitatio ad limina apostolorum* — 使徒たちのいるところへの訪問の意。全世界の個々の司教が5年ごとに行うことになっていた] という古い習慣は改革され、一人一人ではなく、地域のグループで行われることになった。ローマの司教によるさまざまな地方教会の訪問という近年の習慣は、これらの教会が諸教会の交わりに属していることをもっと深く自覚するように促し、他の教会の状況にもっと关心を持つのを助ける試みであった。こうしたすべての共歩的な制度は、地方司教たちとローマの司教の双方が、もっと強い交わりを持ってともに働くことができるという自覚を、さらに深めて行く可能性を与えている。この司教団の団体的共歩性を補完するものとして、地方レベルの共歩性の成長が、地方教会の生き方と使命への信徒たちの積極的な参加を促進している。

真理のうちに立ち続けること：教えるときの権威の行使

41. どの時代にも、キリスト者たちは、キリストの約束、その教会

を聖靈がすべての真理に導くという約束に「アーメン」と言ってきた。新約聖書はしばしばこの約束を反映して、キリスト者たちが持つと確信できる大胆さ、保証、確信に言及している（ルカ1・4； I テサロニケ2・2； I エフェソ3・2；ヘブライ11・1参照）。偏見を持たない人がすべて福音に近づくことができるようになると考へ、想起し教える職務を帯びた人々は、信仰の新しい表現、それまで親しまれていなかった諸表現を受け入れた。これらの表現の仕方は、初め、果たして使徒伝承に忠実かという疑問と反対を生んだ。こうした表現の仕方を試すうちに、教会は用心深く（あるいは慎重に）、しかし同時に教会は屈することなく真理のうちに立ち続けるというキリストの約束（マタイ16・18；ヨハネ16・13参照）に信頼して〔新しい表現へと〕動いて行った。これが教会の「不可傷性」（indefectibility）ということの意味である（『最終報告』教会における権威I, 18；教会における権威II, 23参照）。

42. 教会は、自分の歩みを続けながら、聖靈から導きを求め、また受け取る。聖靈が教会の教えを守り、使徒伝承に忠実なものとするのである。このために、主教たちは団体として〔教会〕全体の中で、想起する職務を行わねばならない。彼らは、神の真理の確かな表現であると信じられる教えを識別し、それを与えなければならない。ある状況のもとでは、信仰の新しい表現の仕方を緊急に確かめる必要に迫られる。特定の状況のもとでは、この監督（エピスコペー）の職務を帯びている人々が、聖靈に助けられて、ともに集まり、ある判断、聖書に忠実であり、使徒伝承に基づいていて、誤謬を免れている判断を下すことがある。こうした判断は、イエス・キリストにおける神の唯一の「然り」が装いを新たにした表現であり、これによって教会は真理のうちに保たれ、神の栄光への自分の「アーメン」を捧げ続けることができるようになる。これが、教会は不可謬的に教えることがあると主張するときの意味である（『最終報告』教会における権威II, 24-28,32参照）。こうした不可謬の教えが教会の不可傷性に役立つのである。

43. 教会のなかで教える権威が行使されるのは、特に挑戦を受けている状況下では、想起する職務を帯びている人々だけではなく、信者の全体が、それぞれ区別はあるにせよ、参与することが求められる。この参与で「信じる者たちの感覚」が働く。問題はまさに神の民全体の忠実さであり、教えを受領することが、この過程を完結する。教義的な諸定義が権威あるものとして受領されるのは、それらが宣言する神の真理の力による。また、それに劣らず、これを告知する人、あるいは人々が、神の民全体の「信仰の感覚」のなかで〔教えるという〕特定の職務を持っているからである。神の民が信仰によって答え、権威を持つ教えに「アーメン」と言うとき、それは、この民が、この教えは使徒たちの信仰を表現し、教会の頭であるキリストの権威と真理の中で機能していると認めているからである〔⇒注2参照〕。この頭の真理と権威が、キリストのからだのなかの不可謬の教えの源泉である。キリストにおいて啓示された神の「然り」は、権威を持つこうした教えが判断される基準である。神の民は、キリストの真理のうちに教会を保つ聖霊の賜物、神への我々の「アーメン」として、こうした教えを歓迎すべきである。

44. 教会を真理のうちに保つ義務は、主教団の本質的な機能のひとつである。主教団はこの奉仕職を行う力をもっている。なぜなら、後継者として使徒たちと結ばれているからである。その使徒たちが、全世界に福音を宣べ伝えるためにキリストから資格を受け、

---

[注2] このことが第二バチカン公会議によって言明されている。「聖なるかたから塗油を受けた信者の総体は（ヨハネ2・20,2・27参照）、信仰において誤ることができないのであって、この特性は、『司教をはじめとして信徒の果てに至るまで』信者の総体が信仰と道徳の事がらについてあまねく賛同を示すとき、神の民全体の超自然的な『信仰の感覚』を通して現れる」（『教会憲章』12）。

派遣されたからである。個々の主教たちの教えが真正であるかどうかは、この教えが全主教団の教えと連帶しているかどうかによって明白になる。この教える権威の行使には、教えていることが聖書に忠実であり、使徒伝承と一致していることが求められる。このことが、第二バチカン公会議によってこう表現されている。「この教導権は神のことばの上にあるものではなく、むしろ、これに奉仕するのである」（『啓示憲章』10）。

### 首位権：団体性と会議性（conciliarity）のなかでの権威の行使

45. 歴史の流れの中で、教会の共歩性は、教会会議の権威、主教団の権威、また首位権者の権威を通して用いられてきた。聖公会でも、ローマの司教との交わりを持つ諸教会でも、首位権が種々のかたちで現に存在する。後者の間では、東方カトリック教会の首都大主教、あるいは総主教の種々の職務は、本質的には首位権者のそれである。聖公会の各管区は首座主教を持ち、首座主教会議が全聖公会に奉仕する。カンタベリー大主教は全聖公会で首位権者の奉仕職を行使する。
46. ARCICはすでに「諸教会のコイノニアに仕える監督職（エピスコペー）には首位権と会議性という相互補完的両面があるというこの根本形態が全教会的な規模においても実現される必要がある」（『最終報告』教会における権威Ⅰ，23）ことを認めた。教会生活の差し迫った必要は、全教会に対応するエピスコペーを、そのため特別に、行使することを求めていた。新約聖書に見られるパターンでは、十二使徒の一人が、他の者を強め、彼らがその使命に忠実に、そして相互の調和のうちにとどまるように、イエス・キリストによって選ばれている（『最終報告』教会における権威Ⅱ，2-5 のペトロについての諸テキストの検討を参照）。ヒッポのアウグスチヌスは、ペトロと他の使徒たちと全教会との関係を巧みに表現してこう述べた：

結局は、これらの鍵を受け取ったのはただ一人の人間ではな

く、一つである教会です。だとすれば、誰もが認めるペトロの卓越した地位の理由はこれです：ペトロは教会が普遍的であり、一つであることを代表していました。「お前に私は任せる」と言われたとき、実はすべての人に任せられたものを任せると言わされたのです。わかってもらいたい。天の国の鍵を受け取るのはまさに教会です。ほかの箇所で、使徒たち全員に主が言われるのを聞きなさい。「聖靈を受けなさい。だれの罪でも、あなたがたがたが赦せば、その罪は赦される。だれの罪でも、あなたがたが赦さないならば、赦されないまま残る」（ヨハネ20・22-23）。このことは「あなたが地上でつなぐことは、天上でもつながれる」（マタイ16・19）と言われたあの鍵を指しています。しかしそれはペトロに……そのとき普遍教会を代表していたペトロに言われました（第295説教 使徒ペトロとパウロの殉教の祭日）。

ARCICはまた、それ以前に、ローマの司教によって行使された首位権者の奉仕職の伝達を検討した（『最終報告』教会における権威Ⅱ，6-9 を見よ）。歴史から見れば、ローマの司教は、レオがカルケドン公会議に貢献したときのように、全教会のためか、あるいは、大グレゴリオがカンタベリーのオーガスチン（アウグスチヌス）の宣教と英國教会の組織化を支えたときのように、地方教会のためにこうした奉仕職を行ったのである。この賜物は喜んで受け入れられ、ローマのこれらの司教の奉仕職は、ローマ・カトリックの人々と同様、聖公会の人々によっても典礼によって祝われ続けている。

47. ローマの司教は奉仕職が更に広く、そのなかで、普遍的な首位権の一つの表われとして、真理の識別に関する特定の奉仕職を行うことになる。この特殊な奉仕が諸教会の間で種々の困難と誤解のもととなっていた。しかしながら、ペトロとパウロの教会のペトロの座から告げられるなどの正式の教義宣言も、ただ教会の信仰だけを言い表しているのである。こうしたどの宣言も、エピスコペーを行う人々の団体 [college] の中で行われ、外で行われるの

ではない。このように権威を持って教えることは、主教たちの全体が持つ、信仰を教え、確認する召命と責任を特殊なかたちで果たすことなのである。この方法で信仰が明確化されるとき、ローマの司教は諸地方教会の信仰を告知している。それで、普遍的な首位権者の判断の中で生かされているのは、まさに全教会の全面的に信頼できる教えなのである。こうした教えを正式に定式化するにあたって、普遍的な首位権者は、[キリストから] 保証された聖霊の補佐と指導を受け、聖書と伝統に忠実に、全教会の真正の信仰、すなわち、そもそもその初めから告知されてきた信仰を識別し、宣言しなければならない。まさにこの信仰、交わりにおいて洗礼を受けた者のすべての信仰が、そしてまさにこの信仰だけが、一人一人の主教が、主教たちの全体とともに、教会会議で述べているものなのである。この信仰を、ある状況のもとで、ローマの司教が識別し、明文化する義務を持つ。この権威をもって教える形式に、諸公会議が正式に決定を行うよりも強い聖霊からの保証があるわけではない。ローマの司教の首位権の受領には、必然的に、普遍的首位権者のこの特殊な奉仕職の確認が伴う。これはすべての教会が受領すべき賜物であると我々は信じている。

#### 48. 神が教会にその生活を支えるために与える奉仕者たちは、その弱さにしるしづけられている：

こういうわけで、わたしたちは、憐れみを受けた者としてこの務めを委ねられているのですから、落胆しません。……ところで、わたしたちは、このような宝を土の器に納めています。この並外れて偉大な力が神のものであって、わたしたちから出たものではないことが明らかになるために(Ⅱコリント4・1,7)。

まさに神の恵みのみによって、教会の交わりの中での権威の行使がキリスト自身の権威のしるしを帯びることは明らかである。この権威は、弱いキリスト者たちによって、他の弱いキリスト者たちのために行使される。それはペトロの奉仕職も例外ではない。

「シモン、シモン、サタンはあなたがたを、小麦のようにふ

るいにかけることを神に願って聞き入れられた。しかし、わたしはあなたのためには、信仰が無くならないように祈った。だから、あなたは立ち直ったら、兄弟たちを力づけてやりなさい」（ルカ22・31-32;ヨハネ21・15-19参照）。

教皇ヨハネ・パウロ二世は、『キリスト者の一致』のなかで、このことを明らかにしている。

わたしはこの務めを果たしています。主に従っていると深く確信し、自分の人間としてのもうさもはっきりと意識しています。キリストご自身が、ペトロに教会でのこの特別の責務を与え、また兄弟たちを力づけるように命じられたのですが、同時に、自分の人間の弱さと、回心の特別の必要を認めるようにされたのです（『キリスト者の一致』4）。

人間の弱さと罪は個々の聖職者に影響を及ぼすだけではない：彼らは権威の人間による構造を歪めることもできる（マタイ23参照）。だから、パウロのあの模範（ガラテヤ2・11-14参照）に従って、誠実な批判と改革が時として必要である。権威の行使にあたって人間の弱さを自覚することによって、キリスト教の聖職者たちは守られ、批判と刷新に、そして何よりも、キリストの模範と思いに沿って権威を行使するように、つねに心を開くことになるのである。

## 規律：権威の行使と良心の自由

49. 教会での権威の行使は、人類をいやすための神の靈の手段として認めるべきであり、受け入れるべきである。権威の行使はいつも良心を尊重しなくてはならない。救いの神のみ業は人間の良心の自由を肯定しているからである。洗礼を通して差し出される救いの道を自由に受け入れて、キリストの弟子たちは、また自由に、キリストのからだの一部であるための規律を守る。救いのために神の諸手段が働く共同体として神の教会を認めているのだから、キリスト教共同体すべての幸福のために弟子たちに要求されて

いることを拒否することはできない。権威の行使にも規律が求められている。こうした奉仕に召された人々は自らをキリストの規律に従わせ、団体性と共通善が求めるものを守り、自分たちが奉仕するために召された人たちの正当な良心を尊重しなければならない。

### 福音のなかの神の「然り」への教会の「アーメン」

50. 我々は権威の共通理解に到達したが、それは、権威を創造の世界への神の「然り」の表明、被造物たちの「アーメン」を呼び起こす表明として信仰のなかで見ることによってであった。神は権威の源泉であり、権威の本来の行使はつねに共通の善と人格としての人間の善に方向づけられる。打ち碎かれた世界のなかで、分裂した教会に向かって、イエス・キリストのうちに神の「然り」がもたらすのは、和解という現実、弟子となることへの招き、人類が究極の目標に到達したときの喜びの先取り、聖霊を通して皆がキリストのうちに神の栄光に自分の「アーメン」を口にするときの喜びである。神の「然り」がキリストのうちに体现し、福音の告知と伝統のなかで、サクラメントが支える教会のいのちのなかで、そしてエピスコペーが行われる種々の方法のなかで受け取られているのである。諸教会が、それぞれの権威の行使を通して、福音の癒しと和解の力を表示するとき、まさにそのときに、より広い世界が、神が創造の世界すべてのために意図されるビジョンの提供を受ける。権威の行使とその受領の目的は、福音のうちに教会が神の「然り」に「アーメン」と言うことができるようになることである。

## IV. 権威の行使での合意：目に見える一致への諸段階

51. 我々は、この教会における権威についての合意声明を、それぞ

れの〔教会の〕権威を持つ人々の判断にゆだねる。権威の本性と行使のあり方についてこの声明が、もし受諾され、実行に移されるなら、この問題はもはや我々の二つの教会の間で交わりの断絶がなお続く原因とはならないと信じる。したがって、この合意のもつ意味のいくつかと、我々のそれぞれの交わりに見られる最近の意味深い展開、さらに、両者がなお直面すべきいくつかの問題を以下に列挙する。教会としての十全な交わりを目指して動くに当たり、不完全であるとはいへ我々が現に持っている交わりが、主教たちの間の団体性、普遍的首位権の行使・受領の刷新を通して、もっと目に見えるようになる道を以下に提起する。

### 合意におけるさまざまな前進

52. 当委員会は、次の諸点で我々の同意を深め、拡張したと考える：

- ・神の「然り」の告知がすべての信者の「アーメン」を呼び起こすとき、どのようにキリストの権威が教会の中に現存し、生きて働くのか（7-18項）；
- ・聖書と使徒伝承とのダイナミックな相互依存と、伝統の中で聖書が持つ規範としての地位（19-20項）；
- ・聖書と伝統を一貫して受領し、特殊な諸状況で再受領すること（24-26項）；
- ・権威の行使は、どのように教会生活の中の個人の信仰に役立つか（23,29,49項）；
- ・神の民全体の役割。そのなかでは、主教たちは信仰の教師として教会の合意を形成し、表現する、他とは区別された発言権を持つ（29-30項）；
- ・共歩性と、これが神の民全体の交わりにとって、また、一緒に道そのものであるキリストに従うことを目指すものとしての地方教会すべての交わりにとって意味しているもの（34-40項）；

- ・神のみことばの受領ではエピスコペーの職務と全教会の「信仰の感覚」との協力が欠かせない（29,36,43項）；
- ・一定の状況のもとで、教会の不可傷性に役立つように、不可謬的に教会が教えることがある（41-44項）；
- ・普遍的な首位権が共歩性を背景にして団体として行使されることは、普遍的な交わりに奉仕するエピスコペーにとって本質的なものであること；こうした首位権がいつもローマの司教とその座と連繋していた（46-48項）；
- ・ローマの司教の奉仕職は、どのように共歩性を背景にして主教たちの全体の奉仕職を助け、キリストにあって生き、福音を告知する諸地方教会の交わりを促進するのか（46-48項）；
- ・ローマの司教は、どのように、真理の識別に関する特殊な奉仕職を提供するのか（47項）。

双方の〔教会内の〕交わりのなかでの意味深いさまざまな進展

53. 1988年のランベス会議は、聖公会がどのように権威のある諸決定をするかについて考えてみる必要があることを認めた。国際的なレベルでは、聖公会の共歩性の諸機構は、諸管区に影響を及ぼし、これらを支える相当な権威を持っているが、しかしながら、これらのどの機構も、ある管区の決定は、たとえ聖公会が一つであることを脅かすものであるとしても、これを覆す権能は持たない。したがって、1998年のランベス会議は、全聖公会神学教理委員会の『ヴァージニア・レポート』を参照し、さまざまなかたちで、これらの機構、特にカンタベリー大主教と首座主教会議の役割を強化することを決議した。同会議はまた、首座主教会議が、それぞれの管区が「あらゆるレベルでの交わりが効果的であるために、何らかの適当な機構が、乱用に配慮した上で、法を決めるためだけではなく、監督 [oversight] のためにも、必要とされていないかどうかを……キリスト者たちが一つであるための普遍的奉仕職の問題と平行して」検討を始めるように求めた（「決

議」Ⅲ, 8(h))。聖公会の人々は、各管区の自治と並んで、諸地方教会の間の、また諸管区の間の相互依存が、交わりを育成するためにも必要ではないかと感じはじめている。

54. ローマ・カトリック教会は、とくに第二バチカン公会議以来、コイノニアをより効果的に支えるために共歩的な諸構造を段階的に発展させてきた。国と地域の司教協議会の役割が増大し、世界代表者司教會議が定期的に開催されて、この発展を明らかに示している。地方によって異なるとはいえ、地方レベルでの共歩性の行使にも刷新が見られた。現在、教会法は、男女の信徒、修道生活を送る人たち、助祭たちと司祭たちが、小教区と司教区の評議会、教区会議、その他のさまざまな集会が開かれるときに、これに参加することを求めている。
55. 聖公会ではコイノニアを推進する普遍的な諸構造を目指す努力が進み、ローマ・カトリック教会では地方の中間的な諸構造が強化されている。これらの動きは、我々の見るところでは、教会における権威が、あらゆるレベルで、それぞれに合わせて、行使される必要があるという共通の意識が高まっていることを反映している。そうであるとしても、聖公会の人々とローマ・カトリック教会の人々が、コイノニアに役立つ権威の行使のいくつかの重要な面でお取り組まねばならない問題が残っている。当委員会は率直に若干の問題を提示するが、それはこれらの問題に答えるために相互のサポートが必要だと確信して提示するのである。これらの問題が置かれているダイナミックで流動的な状況において、これらの問題に答えようとする努力は、権威の行使の分かち合いへとさらに先の段階に進みながらなされなくてはならない。

### 聖公会の人々が直面している課題

56. 我々は、監督し決定を行うための諸手段が交わりを支えるためにあらゆるレベルで必要であることを見てきた。これを念頭に置

いて、聖公会は、諸管区にとっての権威の諸構造を改善する道を探っている。聖公会は、監督のための諸機構、決定を、場合によつては全教会を拘束する決定までしてよいとされる諸機構をも、受け入れられるようになるべきなのか。こうした諸機構は、新しい重大な問題が起こり、聖書と伝統に忠実な一致した回答が求められるとき、聖公会の人々がすべてのキリスト者と「信じる者たちの感覚」を共有するのを助けるだろうか。全教会に関する諸問題で、ある諸教区、あるいは諸管区が一方的に行動した場合、事前に討議が行われたとしても、どの程度まで、コイノニアを弱めるのだろうか。聖公会の人々は、交わりを維持するために、種々の変則的なあり方を容認してきた。しかし、エピスコペーの行使と職務の相互交換の面から、ユーカリストのときに、交わりが損なわれる結果をもたらしたのである。このことからどんな影響が出てくるのか。何よりも、聖公会の人々は、どのように首位権の問題を提示するのだろうか。どのように、エキュメニカルな対話とともに、対話から自分たちの生活に浮かび上がるものとして、提示するのだろうか。

### ローマ・カトリックの人々が直面している課題

57. 第二バチカン公会議は、ローマ・カトリックの人々に、いかに神の種々の賜物が神の民のすべてのなかに現存するかを思い起こさせた。また、司教団の頭であるローマの司教との交わりのなかにある司教職の団体性を教えた。しかし、聖職者たちは、一信徒たちも同様だが一姿を見せ始めた共歩的な諸集団にあらゆるレベルで参加しているのだろうか。司教たちの団体性に関する第二バチカン公会議の教えは実行に十分に移されたのだろうか。司教たちの諸行動は、地方教会を治めるために叙任を通して受けた権威の範囲を十分に意識していると言えるものだろうか。地方教会、あるいは全教会に影響を及ぼす重大な決定が行われる前に、ローマの司教と諸地方教会の間で意見交換を行うことを保証する措置が十分になされたのだろうか。こうした決定が行われるとき、神学的な見解の多様性はどのように考慮されているのだろう

か。諸教会の間の交わりの促進のためにローマの司教が働いているとき、教皇庁の種々の機構と手続きは、ローマの司教を支えるにあたって、他の諸レベルでのエピスコペーの行使を適切に尊重しているだろうか。とりわけ、ローマ・カトリック教会は、普遍的な首位権の問題をどのように提示するのだろうか。その問題はヨハネ・パウロ二世が、「教会指導者たちとその神学者たち」を招いた、あのローマの司教の職責の行使についての「忍耐強い兄弟的な対話」から姿を見せる問題なのである。

#### 団体性の刷新：

我々の間にすでにある交わりを目に見えるようにすること

58. 聖公会の人々とローマ・カトリックの人々は、すでにこうした課題に取り組んでいるが、その決定には少々時間がかかるかもしれない。しかし、教会としての十全な交わりを目指す我々の歩みに後戻りはない。我々の合意に照らし、当委員会は、我々の〔聖公会とローマ・カトリック教会という〕二つの交わりは、すでに持っているコイノニアを、もっと目に見えるようになすべきだと信じる。神学的な対話は、この二教会のなかで、あらゆるレベルで続けられねばならない。しかしそれだけで十分ではない。コイノニアのために、キリスト者が一つとなって世に証しするために、聖公会とローマ・カトリックの主教たちは、自分たちの監督の務めを果たすにあたって、協力し、相互に信頼できる関係を深める、種々の道を見出すべきである。この新しい段階では、できることをともに行うだけではなく、我々が現に持つコイノニアが許すすべてにおいて、ともにあるようにならねばならない。

59. こうしたエピスコペーを行うときの協力には、地域と地方のレベルで主教たちが定期的に会合すること、一方の交わりからの主教たちが他方の主教たちの国際的な会合に参加することが含まれる。ローマ・カトリックの司教たちのローマへのアド・リミナ

訪問に聖公会の主教たちが加わることも真剣に考えてよい。主教たちは、できる場合には、信仰と道徳に関して一緒に教え、行動する機会を捉えるべきである。主教たちはまた、共通善に影響する諸問題について、公共の場で一緒に証しえるべきである。どんな場合に実際にエピスコペーの務めを共同して果たすかは、地方での種々の試みから明らかになるであろう。

### 普遍的首位権：分かち合われるべき賜物

60. 当委員会の作業は、分かち合うべき賜物としての普遍的首位権について、十分な合意を生むに至った。我々にとっては、こうした首位権は、我々両教会が十全な交わりのうちにある前にすら、与えられ、受け取ってもよいと提案できるものである。ローマ・カトリックの人々も、聖公会の人々も、ともに、この奉仕職が団体性と共歩性のうちに行使されること—*servus servorum Dei* [神のしもべたちのしもべ]（大グレゴリオ、『キリスト者の一致』88に引用）の奉仕職であることを期待している。我々が心に描いているのは、今からでも諸伝統の正当な多様性を擁護するのを助ける首位権であり、これらが福音に忠実であるように強め、また守る首位権である。それは、諸教会が使命を果たす励ましとなる。この種の首位権は、すでに今から、地上の教会があの真正の公同的・カトリック的コイノニア、一つであることが多様性を切り捨てず、多様性が一つであることを危険にさらさずに却って豊かにするコイノニアとなることを助けるであろう。それは、すべてのキリスト者にとって、どのように、この神の賜物がキリストの祈られたあの一つであることを築いて行くかを示す効果的なしるしとなるであろう。

61. こうした普遍的な首位権者は、世界で、また聖公会とローマ・カトリック教会の双方で、リーダーシップを取り、預言者のように呼びかけるであろう。党派的利害に制約されない種々の方法で共通の善を促進し、とくに困難な神学的、道徳的諸問題に対して、

一貫性を保って明確に教える奉仕職 [があること～であること] を示すであろう。こうした姿勢を持つ普遍的首位権は、神学的探究と真理を求める他の諸形式を歓迎し、また保護するであろう。こうしてそれらの成果は、人間の知恵と教会の信仰をともに豊かにし強めることになるであろう。こうした普遍的な首位権は、意見を交換し討議するために、さまざまなかたちで諸教会を集めることになったであろう。

62. こうした形の普遍的首位権がもし実現できたとすれば、我々が到達した次の二つの結論が特に確認されることになるであろう：

- ・聖公会の人々が、若干の明確な条件のもとで、ローマの司教による普遍的首位権の行使の回復と再受領とに開かれ、またこれを望むこと；
- ・ローマ・カトリックの人々が、ローマの司教による普遍的首位権の行使の再受領と、こうした奉仕職の神の全教会への提供に開かれ、またこれを望むこと。

63. 我々の間に現にある、しかしながら不完全な交わりが、もっと目に見えるようになれば、神との交わりと相互の和解で織られたただ一枚の布が広げられ、強められる。こうして、聖公会の人々、ローマ・カトリックの人々が、ただ一つの主に言う、その「アーメン」は、ただ一つの聖なる神の民が声を揃えて言う「アーメン」、打ち碎かれた世界にあって、神の救い、また、和解をもたらす愛を証しする「アーメン」に更に近づくのである。

## 本委員会の構成

### 聖公会委員

The Rt Revd Mark Santer, バーミンガム主教、英国（共同委員長）

The Rt Revd John Baycroft, オタワ主教、カナダ

Dr E.Rozanne Elder, 西ミシガン大学歴史学教授、米国

The Revd Professor Jaci Maraschin,

Ecumenical Institute 神学教授、サンパウロ、ブラジル

The Revd Canon Richard Marsh,

カンタベリー大主教エキュメニズム担当秘書、ロンドン、英国（1996より）

The Revd Dr Charles Sherlock,

トリニティ・カレッジ神学科 Senior Lecturer、パークヴィル、オーストラリア

The Revd Dr John Muddiman, マンスフィールド・カレッジ

神学 Fellow and Tutor、オックスフォード、英国

The Rt Revd Michael Nazir-Ali, ロチェスター主教、英国

The Revd Dr Nicholas Sagovsky,

ニューキャッスル大学 Research Fellow、英国

### 書記

The Revd Dr Donald Anderson,

Director of Ecumenical Relations 7 studies (1996まで)

The Revd Canon David Hamid,

聖公会事務局エキュメニズム担当部長、ロンドン、英国（1996より）

The Revd Canon Stephen Platten,

カンタベリー大主教エキュメニズム担当秘書（1994まで）

## ローマ・カトリック委員

The Rt Revd Cormac Murphy-O'Connor,

アランデル・ブライトン司教、英国（共同委員長）

Sister Sara Butler MSBT,

St Mary on the Lake 大学組織神学助教授、マンデレン、イリノイ、米国

The Revd Peter Cross,

カトリック神学カレッジ組織神学教授、クレイトン、オーストラリア

The Revd Dr Adelbert Denaux,

カトリック大学神学部教授、ルーヴァン、ベルギー

The Revd Pierre Duprey,

シベアの名義司教、教皇庁キリスト教一致推進評議会次官、バチカン

The Most Revd Patrick A.Kelly, リヴァプール大司教、英国（1996 より）

The Revd Jean M.R.Tillard OP, ドミニコ会神学部教授、オタワ、カナダ

The Revd Liam Walsh OP, フリブル大学教義神学教授、スイス

The Rt Revd Monsignor William Steele,

リーズ教区・宣教と一致部門担当司教代理、英国（1994-1995）

## 書記

The Revd Timothy Galligan,

教皇庁キリスト教一致推進評議会事務局、バチカン

## 世界教会協議会オブザーバー

Professor Dr Michael Root,

トリニティ・ルーテル神学校、コロンバス、オハイオ、米国（1995 より）

The Revd Dr Günther Gässmann,

WCC信仰と職制委員会議長、ジュネーブ、スイス（1994 まで）

聖公会－ローマ・カトリック教会 国際日本委員会  
権威という賜物

---

2001年4月15日 発行

翻訳・編集  
聖公会－ローマ・カトリック教会 日本委員会

発行者

日本聖公会 エキュメニズム委員会 〒162-0805 東京都新宿区矢来町65-3 日本聖公会管区事務所内 電話 (03) 5228-3171	日本カトリック司教協議会 エキュメニズム部門 〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館内 電話 (03) 5632-4411
---	--

---

印刷 正明堂 會津印刷所

